

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第79回

中国における研究開発(1)

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

中国は、従来、その人件費の低さ及び政府の積極的な外資誘致策等を背景に、世界中の企業から生産基地として重視されてきた。しかし、その後、巨大な人口及び急速な経済成長等を背景に、市場としての有望性にも注目が集まってきている。さらに最近では、このような中国の「世界の工場」、「世界における重要市場」としての発展に連動させる形で、中国国内で研究開発を進める世界の大手企業の姿が多く見られる。これらの企業は、安い人件費で中国の優秀な人材を活用して、中国をビジネス戦略上重要な研究開発拠点にしようとしており、中国は「世界の研究開発基地」としての様相も見せ始めている。そこで、今回から、「中国における研究開発」と題して、外国企業または外商投資企業が中国において研究開発を行う上での注意点等を検討していくことにする。

一 外国企業が中国国内で研究開発を行うための方法

Q1 日本企業A社は、これまで、中国における100%子会社である外商独資企業X社に、N製品の製造、輸出販売をさせてきました。最近、X社は国内でもN製品の販売を行っていますが、中国国内向けに新たな製品を開発したいと考えています。新製品の開発が大規模になるようであれば、別の組織を設立することも考えたいのですが、そもそも、中国において新製品の研究開発を行うためには、どのような方法で行うことが可能でしょうか。

A1 外国企業が、中国において新製品の研究開発を行うためには、大きく分けて、①中国において外商投資企業を新たに設立して研究開発センターとする方法、②既存の外商投資企業の内部に、会社の一部門または分公司として、研究開発セ

ンターを設立する方法、③中国において研究開発センターを設立しない方法が考えられます。また、③の方法の場合についても、(i) 中国企業との間で開発委託契約を締結する方法と、(ii) 中国企業との間で共同開発契約を締結する方法が考えられます。

(1) 外商投資研究開発センターの意義

「外商投資研究開発センターの設立に関する問題についての通知」(以下「研究開発センター設立通知」という)第1条第2項によれば、「研究開発センター」とは、自然科学及びこれに関連する科学技術分野の研究開発並びに当該分野の実験及び発展(研究開発活動サービスのための中間試験を含む)に従事する機構をいう。

そして、その研究開発内容は、基礎研究、製品応用研究、ハイテク技術研究及び社会公益性研究とすることができ、自己の研究開発成果については譲渡することも可能である。但し、研究開発項目には、「外商投資産業指導目録」の禁止類プロジェクトを含むことはできない。

また、当該研究開発成果と関係のないその他の技術貿易及び中間試験以外の生産活動に従事してはならず、研究開発センターには、トレーニングセンターは含まれないとして経営範囲が限定されている。

さらには、資本金の使途も限定されており、研究開発センター設立のための投資は、研究開発経営活動に用いなければならない(研究開発センター設立通知第4条第1項)とされている。

(2) 外商投資研究開発センターの種類

研究開発センター設立通知によれば、外商投資研究開発センターの種類には、①外国投資者(外国投資家が投資により設立する投資性会社を含む)が、中外合弁企業、中外合作企業または外資独資企業として設立するものと、②外商投資企業の内部の独立部門または支店として設立するものが予定されている(研究開発センター設立通知第1条第1項)。

(3) 外商投資研究開発センターを設立しない場合における研究開発の方法

中華人民共和国契約法(以下「契約法」という)の第18章第2節「技術開発契約」によれば、「技術開発契約」とは、当事者間で新技術、新製品、新加工技術または新材料及び当該システムの研究開発について締結する契約をいう(契約法第330条第1項)。

そして、この「技術開発契約」には、①委託開発契約(一方当事者が他方当事者に対して技術開発を委託し、他方当事者がこれを受諾する契約)と、②共同開発契約(契約当事者が共同して技術開発を行う契約)が含まれる(契約法第330条第2項)。

二 外商投資研究開発センターの設立条件及び設立手続

Q2 日本企業A社の中国における100%子会社である外商独資企業X社は、中国国内向けの製品を研究開発することを計画していますが、X社内部の部門であっても、研究開発センター設立通知に従って会計処理等を単独で行う研究開発部門を設置した場合、当該部門が税制面において様々な優遇政策を受けることができるとの話を聞きました。そのような形態の研究開発部門を設置するためには、どのような条件が要求され、どのような手続が必要となるでしょうか。

A2 既存の外商投資企業内に、研究開発センター設立通知に従い外商投資研究開発センターとして優遇政策を受けられるような研究開発部門を設立するための主な条件としては、①200万米ドル以上を研究開発のために投資すること、②大学本科以上に相当する学歴を有する研究開発行為に従事する人員を80%以上確保することの二点が挙げられます。また、既存の外商投資企業であるX社内部にこのような研究開発部門を設置するにあたって、X社の現在の経営範囲に既に「研究」または「開発」の業務が含まれている場合は、独立研究開発部門の関連資料を補充して、原審査許可機関に届け出れば足りませんが、X社の現在の経営範囲に上記の業務が含まれていない場合は、契約書及び定款を修正し、原審査許可機関に許可を求めなければなりません。

(1) 外商投資研究開発センター設立の条件

研究開発センター設立通知第2条によれば、外商投資研究開発センターを設立するためには、以下の条件を充たすことが必要である。

- ① 明確な研究開発分野及び具体的な研究開発プロジェクト、固定の場所、科学研究に必要な器械、設備及びその他必要な科学研究条件を有すること。研究開発センターが研究開発に用いる投資は200万米ドルを下回ってはならない。
- ② 研究開発センターは専任管理人員及び研究開発人員を配置しなければならず、このうち、大学本科以上に相当する学歴を有し、直接研究開発行為に従事する人員の研究開発センターの総人数に占める割合は80%を下回ってはならない。

すでに存在する外商投資企業の内部に独立開発部門として研究開発部門を設立する場合であっても、当該研究開発部門が外商投資研究開発センターとして認定されるためには、上記の条件を充たす必要がある(研究開発センター設立通知第3条第2項第2号)。

(2) 外商投資研究開発センター設立の手續

外商投資研究開発センターの設立手續は、その設立する研究開発センターの形態により以下のように区別されている(研究開発センター設立通知第3条第1項及び第2項)。

- ① 中外合弁企業、中外合作企業または外商獨資企業として研究開発センターを設立する場合
→ 省級審査許可部門が審査許可を行う。
- ② 外商投資企業(投資性会社を含む)の内部に研究開発センターを設立する場合
 - (i) 研究開発支店を設立する場合または外商投資企業設立の際に同時に企業内部に独立研究開発部門を設ける場合
→ 当該外商投資企業設立の審査許可を行った機関が審査許可を行う。
 - (ii) 設立済みの外商投資企業の内部に新たに独立研究開発部門を設ける場合
 - (イ) 企業の経営範囲にすでに「研究」または「開発」の業務が含まれている場合
→ 独立研究開発部門の関連資料を補充して、原審査許可機関に届け出なければならない。
 - (ロ) 企業の経営範囲に上記の業務が含まれていない場合
→ 契約書及び定款を修正し、原審査許可機関に許可を求めなければならない。

(3) 審査許可機関に提出する申請報告書の必要的記載事項

審査許可機関に提出する設立申請書類または補充する関連資料には以下の内容を記載しなければならない(研究開発センター設立通知第3条第3項)。

- ① 研究開発の方向及び分野、主要任務並びに実施計画
- ② 場所、人員及び科学研究の条件に関する状況
- ③ 研究開発を行うのに必要な資金の調達先、具体的な用途、価格及び相応の財務予算報告書
- ④ 投資総額の範囲内または自己所有資金で輸入する自社用設備及びこれに関連する技術、部品、備品並びに研究開発過程における研究サンプル、化学試薬のリスト
- ⑤ 研究開発内容の先進性に関する説明及び研究開発成果の帰属

但し、実務上は、⑤の研究開発成果の帰属については、設立申請時に記載していなくても設立許可が下りるのが通常であるため、研究開発センター設立後に、権利の帰属について当事者間で相談のうえ、別途契約を締結することも可能である。

(4) その他要求される事項

独立部門または支店の形態で研究開発センターを設立するために必要な経費は、当該センターを設立する企業の年度財務予算に単独で記載し、単独で会計処理しなければならない(研究開発センター設立通知第4条第2項)。

研究開発センターは、毎年3月31日までに、前年度の研究開発の進展及び経営活動の状況を審査許可機関に届出なければならない(研究開発センター設立通知第4条第4項)。

三 外商投資研究開発センターに対する優遇措置

Q3 日本企業A社は、中国において、外商投資研究開発センターを設立しようと考えていますが、外商投資研究開発センターには国の優遇政策が適用されると聞きました。主に、どのような優遇政策があるのでしょうか。

A3 外商投資研究開発センターに対する国の主な優遇政策としては、外商投資研究開発センターに必要な設備等を輸入する際の関税、増値税の免除、自ら研究開発した技術を譲渡して得た収入に対する営業税の免除、技術開発費増加幅が一定の場合において、課税対象所得額からの技術開発費実際発生額の一部控除等の税制面における優遇政策があります。

中国の中央政府及び各級地方政府は、外資系研究開発センターの誘致に積極的であり、外商投資研究開発センターに対する様々な優遇政策を実施している。そして、研究開発センター設立通知においても、研究開発センターが享受し得る優遇政策について、「外商投資研究開発センターに対する政策」という付属文書(以下「研究開発センター設立通知付属文書」という)を別途添付し、以下のような税制面における優遇政策を規定している。

(1) 自社用設備等の輸入に関する免税措置

貨物を国外から中国国内に輸入する場合、通常は法に従い、税関から輸入関税を徴収され(税関法第53条等参照)、また、輸入に伴う増値税(原則17%)を支払う必要がある(増値税暫定条例第1条等参照)。

しかし、外商投資研究開発センターが、投資総額の範囲内で自社用設備等を輸入し、または自己所有資金を利用して技術改造を行うために経営範囲内で自社用設備等を輸入する場合(但し、生産規模に達しない実験室または中間試験の範囲内に限られる)、当該設備等の輸入関税及び輸入に伴う増値税が免除される(研究開発センター設立通知付属文書第1条及び第2条)。

(2) 研究開発成果の譲渡に関する免税措置

上述したように、外商投資研究開発センターは、自己の研究開発成果について譲渡することができるが(研究開発センター設立通知第1条第2項)、通常、研究開発成果等の無形資産を譲渡する場合、5%の営業税を支払う必要がある(営業税暫定条例第

5条)。しかし、外商投資研究開発センターが、自ら研究開発した技術を譲渡して得た収入については、営業税が免除される(研究開発センター設立通知付属文書第3条)。

(3) 技術開発費の控除措置

外商投資研究開発センターの技術開発費が前年比で**10%**以上増加した場合、税務機関の許可を得て、実際に発生した技術開発費の**50%**に相当する額を当該年度の課税対象所得額から控除することができる(研究開発センター設立通知付属文書第4条)。

以上のように、外商投資研究開発センターは、税制面において様々な優遇政策を享受できるとされているため、外商投資企業内部の研究開発部門であるなど、外商投資研究開発センターが単独の法人ではない場合であっても、その会計処理等は単独で行わなければならないとされている(研究開発センター設立通知第4条第2項)。